

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について（平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

訂正後	現行
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 目次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用～1-1-50 提出書類 [略] 1-1-51 <u>工事特性等への対応状況の報告</u> 42 1-1-52 不可抗力による損害～1-1-57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略] 第2章 材料～第3章 施工共通事項 [略] 第2編 工事別編 [略]</p> <p style="text-align: center;">以下 本文</p> <p>第1節 総則 1-1-1 適用 [略] 1-1-2 用語の定義 [略] 1～17. [略] 18. 「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 19.～21. [略] <u>22. 施工段階確認</u> <u>「施工段階確認」とは、工事に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会等により確認することをいう。</u> 23. [略] 24. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条及び第39条</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 目次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用～1-1-50 提出書類 [略] 1-1-51 <u>創意工夫</u> 42 1-1-52 不可抗力による損害～1-1-57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略] 第2章 材料～第3章 施工共通事項 [略] 第2編 工事別編 [略]</p> <p style="text-align: center;">以下 本文</p> <p>第1節 総則 1-1-1 適用 [略] 1-1-2 用語の定義 [略] 1～17. [略] 18. 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 19.～21. [略] <u>[新設]</u> 22. [略] 23. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第37条及び第38条に</p>

に基づいて給付の確認を行うことをいう。

#### 25. 検査職員

「検査職員」とは、契約書第32条、第33条、第39条、第40条の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

26. ~ 34. [略]

35. 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。

#### 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

1. [略]

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。

~ 1 - 1 - 5 [略]

#### 1 - 1 - 6 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

[中略]

2. ・ 3. [略]

#### 1 - 1 - 7 [略]

#### 1 - 1 - 8 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下「コリン

に基づいて給付の確認を行うことをいう。

#### 24. 検査職員

「検査職員」とは、契約書第31条、第32条、第38条、第39条の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

25. ~ 33. [略]

(34) 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。

#### 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

1. [略]

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

~ 1 - 1 - 5 [略]

#### 1 - 1 - 6 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

[中略]

2. ・ 3. [略]

#### 1 - 1 - 7 [略]

#### 1 - 1 - 8 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下「CORINS」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更

<p>ズ」という。)の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。</p> <p>2. 受注者はコリンズに登録する工事实績情報について、事前に監督職員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ただし、請負代金額500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</p> <p>(3) 完成時の登録は、完成通知書の提出があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。 ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>1 - 1 - 9 ~ 1 - 1 - 13 [略]</p> <p>1 - 1 - 14 工事の下請負 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>	<p>・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、<u>受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p>なお、<u>変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u> ただし、<u>工事請負代金が2,500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、<u>変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</u></p> <p>1 - 1 - 9 監督職員 ~ 1 - 1 - 13 [略]</p> <p>1 - 1 - 14 工事の下請負 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</p>
--	---

(4) [略]

### 1 - 1 - 15 施工体制台帳及び施工体系図

#### 1. 一般事項

受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき施工体制台帳を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。

2. ~ 5. [略]

### 1 - 1 - 15 ~ 1 - 1 - 1 - 19 [略]

### 1 - 1 - 20 工期変更

#### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。(以下「事前協議」という。)

2. [略]

#### 3. 条件変更等

受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4. 設計図書の変更及び工事の一時中止

受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監

(4) [略]

### 1 - 1 - 15 施工体制台帳及び施工体系図

#### 1. 一般事項

受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき施工体制台帳を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。

~~なお、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。~~

2. ~ 5. [略]

### 1 - 1 - 15 ~ 1 - 1 - 1 - 19 [略]

### 1 - 1 - 20 工期変更

#### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条及び第43条第2項の規定に基づく工事の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。(本条において以下、「事前協議」という。)

2. [略]

#### 3. 条件変更等

受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更または設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4. 設計図書の変更及び工事の一時中止

受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監

<p>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5．工期の延長 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>6．工期の短縮 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 21 ~ 22 工事現場発生材 [ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 23 建設副産物</p> <p>1 . ~ 5 . [ 略 ]</p> <p>6．再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材、<u>建設汚泥、建設混合廃棄物等を</u>工事現場から搬出する場合、<u>法令に基づき</u>、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7．[ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 24、1 - 1 - 25 [ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1 . ~ 5 . [ 略 ]</p> <p>6．受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7．<u>施工段階確認</u> 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p>	<p>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5．工期の延長 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>6．工期の短縮 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 21 ~ 22 工事現場発生材 [ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 23 建設副産物</p> <p>1 . ~ 5 . [ 略 ]</p> <p>6．再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7．[ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 24 ~ 1 - 1 - 25 [ 略 ]</p> <p>1 - 1 - 26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1 . ~ 5 . [ 略 ]</p> <p>6．受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7．<u>施工段階確認</u> 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p>
--	---

<p>(1) [削る。]</p> <p>(1) 受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員の立会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</p> <p>(5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>1) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直しした箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。</p> <p>(7) 施工段階確認の工種、確認内容等</p> <p>下表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</p> <p>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</p> <p>1) 土木工事 表 ~ 2) 施行機械工事等 表 [略]</p> <p>1 - 1 - 27、1 - 1 - 28 [略]</p>	<p>(1) 受注者は、下表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(5)</p> <p>本表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</p> <p>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</p> <p>1) 土木工事 表 ~ 2) 施行機械工事等 表 [略]</p> <p>1 - 1 - 27、1 - 1 - 28 [略]</p>
---	---

<p>1 - 1 - 29 工事完成図書の納品 1 . ~ 3 . [略]</p> <p>4 . 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づいて電子媒体を提出することとなった場合は、地質・土質調査業務共通仕様書の第 1 - 17 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 30 、 1 - 1 - 31 [略]</p> <p>1 - 1 - 32 工事完成検査 1 . 工事完成検査の要件 受注者は、契約書第 32 条の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 [中略] 2 . ~ 5 . [略] 1 - 1 - 32 ~ 1 - 1 - 38 [略] 1 - 1 - 39 工事中の安全管理 1 . ~ 4 . [略] 5 . 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。 <u>特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。</u></p> <p>6 . ~ 20 . [略] 1 - 1 - 40 ~ 1 - 1 - 42 [略] 1 - 1 - 43 環境対策 1 . ~ 4 . [略] 5 . 排出ガス対策型建設機械 ( 1 ) ・ ( 2 ) [略] [削る。]</p>	<p>1 - 1 - 29 工事完成図書の納品 1 . ~ 3 . [略] [新設]</p> <p>1 - 1 - 30 、 1 - 1 - 31 [略]</p> <p>1 - 1 - 32 工事完成検査 1 . 工事完成検査の要件 受注者は、契約書第 31 条の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 [中略] 2 . ~ 5 . [略] 1 - 1 - 32 ~ 1 - 1 - 38 [略] 1 - 1 - 39 工事中の安全管理 1 . ~ 4 . [略] 5 . 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 . ~ 20 . [略] 1 - 1 - 40 ~ 1 - 1 - 42 [略] 1 - 1 - 43 環境対策 1 . ~ 4 . [略] 5 . 排出ガス対策型建設機械 ( 1 ) ・ ( 2 ) [略] <del>( 3 ) 受注者は、( 1 ) 又は ( 2 ) の規定により使用する建設機械の写真を</del></p>
---	--

[ 中略 ]  
6 . [ 略 ]  
1 - 1 - 44 [ 略 ]  
1 - 1 - 45 交通安全管理  
1 . 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷、又は汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。  
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。  
2 . ~ 10 . [ 略 ]  
1 - 1 - 46 諸法令、諸法規の遵守  
【 略 】  
( 1 ) ~ ( 64 ) [ 略 ]  
( 65 ) 産業標準化法 ( 昭和24 年法律第185 号 )  
( 66 ) ~ ( 71 ) [ 略 ]  
1 - 1 - 47 ~ 1 - 1 - 51 [ 略 ]  
1 - 1 - 52 不可抗力による損害  
1 . 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。  
( 1 ) ~ ( 3 ) [ 略 ]  
2 . 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、  
本章 1 - 1 - 34 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。  
1 - 1 - 53 ~ 1 - 1 - 57 [ 略 ]

~~撮影し、工事完了までに、これを監督職員へ提出しなければならない。~~  
[ 中略 ]  
6 . [ 略 ]  
1 - 1 - 44 [ 略 ]  
1 - 1 - 45 交通安全管理  
1 . 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷、又は汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。  
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。  
2 . ~ 10 . [ 略 ]  
1 - 1 - 46 諸法令、諸法規の遵守  
【 略 】  
( 1 ) ~ ( 64 ) [ 略 ]  
( 65 ) 工業標準化法 ( 昭和24 年法律第185 号 )  
( 66 ) ~ ( 71 ) [ 略 ]  
1 - 1 - 47 ~ 1 - 1 - 51 [ 略 ]  
1 - 1 - 52 不可抗力による損害  
1 . 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。  
( 1 ) ~ ( 3 ) [ 略 ]  
2 . 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、  
本章 1 - 1 - 34 工事中の安全管理及び契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。  
1 - 1 - 53 ~ 1 - 1 - 57 [ 略 ]

<p>第2章 材料  第1節第1節～第4節 [略]  第5節 鋼材  2 - 5 - 3 溶接材料  (14) J I S Z 3352 (サブマージアーク溶接及び<b>エレクトロスラグ</b>溶接用フラックス)  記号 S F、S A、S M</p> <p>第6節～第8節 [略]  第9節 合成樹脂製品等  2 - 9 - 1 一般事項  1 . [略]  ( 1 ) ～ ( 6 ) [略]  <u>( 7 ) J I S K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)</u>  <u>( 8 ) J I S K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)</u>  <u>( 9 ) ～ ( 11 ) [略]</u>  <u>( 12 ) F R P M K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)</u>  2 . [略]  第10節～第11節 [略]  第12節 塗料  2 - 10 - 1 一般事項～2 - 12 - 2 区画線  2 - 12 - 3 鋼管塗装  [略]  1 . 直管、異形管部  W S P A - 101 (農業用プラスチック被覆鋼管)  内面 J I S G 3443 - 4  (水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部：内面エポキシ樹脂塗装)  外面 J I S G 3443 - 3  (水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)  2 . 継手部  内面 J W W A K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)</p>	<p>第2章 材料  第1節～第4節 [略]  第5節 鋼材  2 - 5 - 3 溶接材料  (14) J I S Z 3352 (サブマージアーク溶接溶接用フラックス)  記号 S F、S A、S M</p> <p>第6節～第8節 [略]  第9節 合成樹脂製品等  2 - 9 - 1 一般事項  1 . [略]  ( 1 ) ～ ( 6 ) [略]  <u>[新設]</u>  <u>[新設]</u>  <u>( 7 ) ～ ( 9 ) [略]</u>  <u>( 10 ) F R P M K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)</u>  2 . [略]  第10節～第11節 [略]  第12節 塗料  2 - 10 - 1 一般事項～2 - 12 - 2 区画線  2 - 12 - 3 鋼管塗装  [略]  1 . 直管、異形管部  W S P A - 101 - <u>2009</u> (農業用プラスチック被覆鋼管)  内面 J I S G 3443 - 4  (水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部：内面エポキシ樹脂塗装)  外面 J I S G 3443 - 3  (水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)  2 . 継手部  内面 J W W A K 135 - <u>2007</u> (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方</p>
---	---

<p>外 面 W S P 012 (長寿命形水道用ジョイントコート) J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)</p> <p>2 - 12 - 4 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 適用[略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3 - 2 - 1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (41) [略]</p> <p>(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p><u>(43) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン厚生労働省労働基準局</u></p> <p><u>(44) シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省労働基準局</u></p> <p>(45) ~ (47) [略]</p> <p>(49) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</p> <p>3 - 2 - 2 一般事項[略]</p> <p>第3節 土工[略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3 - 4 - 1 一般事項</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めがある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、基礎ごとに行うものとする。</p> <p><u>また、試験杭で十分な情報が得られない場合は、以降の施工方法について監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>(3) ~ (6) [略]</p> <p>(7) あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウ</p>	<p>法)</p> <p>外 面 W S P 012 - 2014 (長寿命形水道用ジョイントコート) J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)</p> <p>2 - 12 - 4 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 適用[略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3 - 2 - 1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (41) [略]</p> <p>(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働基準局</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(43) ~ (45) [略]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>3 - 2 - 2 一般事項[略]</p> <p>第3節 土工[略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3 - 4 - 1 一般事項</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めがある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、<u>各</u>基礎ごとに行うものとする。</p> <p>(3) ~ (6) [略]</p> <p>(7) あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウ</p>
--	--

ンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電氣的な計測値の測定など)、根固め液及びくい周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。

(8)、(9) [略]

(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱れを最小限に留めるように沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。

また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設およびセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定しなければならない。

(11) [略]

### 3 - 4 - 2 コンクリート杭

(1) ~ (5) [略]

(6) 受注者は、JIS A 7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事

ンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電氣的な計測値の測定など)、根固め液及びくい周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員から請求があった場合、速やかに提出しなければならない。なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。

(8)、(9) [略]

(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。

また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

(11) [略]

### 3 - 4 - 2 コンクリート杭

(1) ~ (5) [略]

(6) 受注者は、JIS A 7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。

<p><b>完成時に</b>監督職員に提出しなければならない。</p> <p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<b>セメントミルク</b>を噴出しながらゆっくりと引き上げなければならない。</p> <p>(8) 略</p> <p>2. 鋼杭工 [略]</p> <p>3. 木杭工 [略]</p> <p><b>3 - 4 - 3 場所打杭工</b></p> <p>1. ~ 6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート <b>上面から</b> 2 m 以上入れておくこと。</p> <p>8. [略]</p> <p><b>3 - 4 - 4 [略]</b></p> <p><b>3 - 4 - 5 オープンケーソン基礎工</b></p> <p>1. ~ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する<b>必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。</b></p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したとき<b>は、</b></p>	<p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<b>貧配合の安定液</b>を噴出しながらゆっくりと引上げなければならない。</p> <p>(8) [略]</p> <p>2. 鋼杭工 [略]</p> <p>3. 木杭工 [略]</p> <p><b>3 - 4 - 3 場所打杭工</b></p> <p>1. ~ 6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート <b>内に</b> 2 m 以上入れておくこと。</p> <p>8. [略]</p> <p><b>3 - 4 - 4 [略]</b></p> <p><b>3 - 4 - 5 オープンケーソン基礎工</b></p> <p>1. ~ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する<b>場合、監督職員の承諾を得るものとする。</b></p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したとき、<b>底</b></p>
---	--

<p>ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>9 . ~ 10 . [ 略 ]</p> <p>3 - 4 - 6 [ 略 ]</p> <p>3 - 4 - 7 矢板工</p> <p>1 . 一般事項</p> <p>( 1 ) 受注者は、打込み方法、使用機械等については、<b>設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、</b>打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 8 ~ 3 - 4 - 10 [ 略 ]</p> <p>第5節~第6節 [ 略 ]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3 - 7 - 1 [ 略 ]</p> <p>3 - 7 - 2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 . 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、<b>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）</b>により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2 . 受注者は、<b>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）</b>により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認</p>	<p>部の地盤について、<b>監督職員の確認を受けるものとする。</b></p> <p>9 . ~ 10 . [ 略 ]</p> <p>3 - 4 - 6 [ 略 ]</p> <p>3 - 4 - 7 矢板工</p> <p>1 . 一般事項</p> <p>( 1 ) 受注者は、打込み方法、使用機械等について、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 8 ~ 3 - 4 - 10 <b>コンクリート基礎工</b>[ 略 ]</p> <p>第5節~第6節 [ 略 ]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3 - 7 - 1 [ 略 ]</p> <p>3 - 7 - 2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1 . 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、<b>工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）</b>により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2 . 受注者は、<b>工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）</b>により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示する</p>
---	--

資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

3. [略]

4. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。

5.・6. [略]

3-7-3 [略]

### 3-7-4 材料の計量

1. 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表3-7-1の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容差

材 料 の 種 類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2
混和剤	3

高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内

3-7-5 ~ 3-7-9 [略]

3-7-10 コンクリート打込み

1. [略]

2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちにコンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、十分に締固めな

けるとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

3. [略]

4. 受注者は、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3配合」及び「3-7-4材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。

5.・6. [略]

3-7-3 [略]

### 3-7-4 材料の計量

1. 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの許容誤差は、表3-7-1の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容誤差

材 料 の 種 類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2
混和剤	3

高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内

3-7-5 ~ 3-7-9 [略]

3-7-10 コンクリート打込み

1. [略]

2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。

<p>ればならない。</p> <p>3 . [ 略 ]</p> <p>4 . 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、<b>型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置</b>を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5 . ~ 7 . [ 略 ]</p> <p>8 . 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの<b>自由落下</b>高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9 . ~ 10 . [ 略 ]</p> <p>11 . 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<b>適切な時期</b>に行わなければならない。</p> <p>3 - 7 - 11 養生</p> <p>1 . [ 略 ]</p> <p>2 . 受注者は、<b>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</b></p> <p>3 . <b>中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>3 - 7 - 12 継目</p> <p>1 . 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、<b>構造物の性能を損なわない強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</b></p> <p>2 . [ 略 ]</p> <p>3 . 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、<b>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</b></p> <p>4 . 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、</p>	<p>3 . [ 略 ]</p> <p>4 . 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、<b>鉄筋の位置や型枠</b>を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5 . ~ 7 . [ 略 ]</p> <p>8 . 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9 . ~ 10 . [ 略 ]</p> <p>11 . 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<b>注意して</b>行わなければならない。</p> <p>3 - 7 - 11 養生</p> <p>1 . [ 略 ]</p> <p>2 . 受注者は、コンクリートの<b>露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後</b>に少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <p>[ 新設 ]</p> <p>3 - 7 - 12 継目</p> <p>1 . 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、<b>構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、施工計画書に記載</b>しなければならない。</p> <p>2 . [ 略 ]</p> <p>3 . 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、<b>打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</b></p> <p>4 . 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、</p>
---	---

<p>打継目にはぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>5. 受注者は、伸縮目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1 cm ~ 2 cm 程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>3 - 7 - 13・3 - 7 - 14 [略]</p> <p><b>第8節 型枠及び支保工</b></p> <p>3 - 8 - 1 [略]</p> <p>3 - 8 - 2 型 枠</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。 また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。</p> <p>4. 受注者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>5. [略]</p> <p>3 - 8 - 3 [略]</p> <p><b>第9節～第12節</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b></p> <p>3 - 13 - 1 ~ 3 - 13 - 5 [略]</p>	<p>打継目にはぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1 cm ~ 2 cm 程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>3 - 7 - 13・3 ~ 3 - 7 - 14 [略]</p> <p><b>第8節 型枠及び支保工</b></p> <p>3 - 8 - 1 [略]</p> <p>3 - 8 - 2 型 枠</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面（コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む）に残してはならない。</p> <p>[新設]</p> <p>4. [略]</p> <p>3 - 8 - 3 [略]</p> <p><b>第9節～第12節</b></p> <p><b>第13節 地盤改良工</b>[略]</p> <p>3 - 13 - 1 ~ 3 - 13 - 5 [略]</p>
--	---

3 - 13 - 6 固結工  
 1 . ~ 8 . [ 略 ]  
 9 . 受注者は、薬液注入工法の施工にあたり、「薬液注入工法の管理について」（昭和52年5月19日52構改D第339号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、薬液注入工事管理連絡会を設けるものとする。  
 10 . 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。  
 ( 1 ) 工法関係  
 1 ) 注入圧  
 2 ) 注入速度  
 3 ) 注入順序  
 4 ) ステップ長  
 ( 2 ) 材料関係  
 1 ) 材料（購入・流通経路等を含む）  
 2 ) ゲルタイム  
 3 ) 配合  
**第14節 防食対策工**  
 3 - 1 4 - 1 一般事項 [ 略 ]  
 3 - 1 4 - 2 防食対策工  
 1 . [ 略 ]  
 2 . コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（W S P 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（J I S G 3443 - 3）によるものとする。  
 3 . ~ 6 . [ 略 ]  
**第15節 ~ 第21節 [ 略 ]**

3 - 13 - 6 固結工  
 1 . ~ 8 . [ 略 ]  
 [新設]  
 9 . 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。  
 ( 1 ) 工法関係  
 1 ) 注入圧  
 2 ) 注入速度  
 3 ) 注入順序  
 4 ) ステップ長  
 ( 2 ) 材料関係  
 1 ) 材料（購入・流通経路等を含む）  
 2 ) ゲルタイム  
 3 ) 配合  
**第14節 防食対策工**  
 3 - 1 4 - 1 一般事項 [ 略 ]  
 3 - 1 4 - 2 防食対策工  
 1 . [ 略 ]  
 2 . コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（W S P 012-2010）又は、水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（J I S G 3443 - 3）によるものとする。  
 3 . ~ 6 . [ 略 ]  
**第15節 ~ 第21節 [ 略 ]**

第1章、第2章 [略]  
第3章 農道工事

第4章 水路トンネル工事

第1節 適用～第4節 構造物撤去工 [略]

第5節 トンネル工

4-5-1 トンネル掘削工

1. [略]

2. NATM工法

(1)～(2) [略]

(3) 支保工

1)～4) [略]

5) ロックボルト

～ [略]

受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、スパナやパイプレンチを用いてナット等で緊結しなければならない。

なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。

～ [略]

6) 防水工

[略]

受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければなら

ない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。

7) [略]

4-5-2 覆工

1. 矢板工法

第1章第1章、第2章 [略]  
第3章 農道工事

第4章 水路トンネル工事

第1節 適用～第4節 構造物撤去工 [略]

第5節 トンネル工

4-5-1 トンネル掘削工

1. [略]

2. NATM工法

(1)～(2) [略]

(3) 支保工

1)～4) [略]

5) ロックボルト

～ [略]

受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようナット等で緊結しなければなら

ない。なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。

～ [略]

6) 防水工

[略]

受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければなら

ない。

7) [略]

4-5-2 覆工

1. 矢板工法

(1)～(2) [略]  
(3) 覆工コンクリート  
1)～7) [略]  
8) 受注者は、つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。  
9)～10) [略]  
(4) [略]  
2. NATM工法  
(1)～(2) [略]  
(3) 覆工コンクリート  
1)～4) [略]  
5) 受注者は、つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。  
6)～8) [略]  
(4) [略]  
**4 - 5 - 3 裏込注入工**  
[略]  
(1)～(2) [略]  
(3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。  
なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓をあけて空気を排出し

(1)～(2) [略]  
(3) 覆工コンクリート  
1)～7) [略]  
8) 受注者は、妻型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。  
9)～10) [略]  
(4) [略]  
2. NATM工法  
(1)～(2) [略]  
(3) 覆工コンクリート  
1)～4) [略]  
5) 受注者は、妻型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。  
6)～8) [略]  
(4) [略]  
**4 - 5 - 3 裏込注入工**  
[略]  
(1)～(2) [略]  
(3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。  
なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓をあけて空気を排出しなければならない。

<p>なければならない。</p> <p>(4)～(6)[略]</p> <p>4-5-4 水抜工[略]</p> <p>第6節 坑門工～第8節 付帯工[略]</p> <p>第5章～第6章[略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 適用[略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(5)[略]</p> <p>(6) W S P 012 (長寿命形水道用ジョイントコート)</p> <p>(7)～(14)[略]</p> <p>(15) J D P A W 04 (T形ダクタイトイル鉄管接合要領書)</p> <p>(16) J D P A W 05 (K形ダクタイトイル鉄管接合要領書)</p> <p>(17) J D P A W 06 (U形、U-D形ダクタイトイル鉄管接合要領書)</p> <p>(18) J D P A W 07 (フランジ形ダクタイトイル鉄管接合要領書)</p> <p>(19)～(25)[略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第18節 [略]</p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>第12章 P C 橋工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	<p>(4)～(6)[略]</p> <p>4-5-4 水抜工[略]</p> <p>第6節 坑門工～第8節 付帯工[略]</p> <p>第5章～第6章[略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 適用[略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(5)[略]</p> <p>(6) W S P 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7)～(14)[略]</p> <p>(15) J D P A W 04 (T形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(16) J D P A W 05 (K形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(17) J D P A W 06 (U形、U-Dダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(18) J D P A W 07 (フランジ形ダクタイトイル管接合要領書)</p> <p>(19)～(25)[略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第18節 [略]</p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>第12章 P C 橋工事</p> <p>第1節 適用</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>
--	---

( 1 ) 道路橋示方書・同解説 ( 共通編 ) ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 2 ) 道路橋示方書・同解説 ( コンクリート橋・コンクリート部材編 ) ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 3 ) 道路橋示方書・同解説 ( 耐震設計編 ) ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 4 ) 道路橋支承便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 5 ) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 ( 公社 ) 土木学会  
 ( 6 ) コンクリート道路橋設計便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 7 ) コンクリート道路橋施工便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 8 ) 道路照明施設設置基準・同解説 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 9 ) プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 10 ) 道路橋の塩害対策指針 ( 案 ) ・同解説 ( 公社 ) 日本道路協会

**第3節 コンクリート橋架設工 [ 略 ]**  
**第4節 橋梁付属物工**  
 12 - 4 - 1 伸縮装置工  
 12 - 4 - 5 橋梁用防護柵工

( 1 ) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

( 2 ) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 ( 支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。 ) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のよう  
 うな場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。

    海岸に近接し、潮風が強く当たる場所  
 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所  
 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合

12 - 4 - 7 銘板工 [ 略 ]  
 12 - 4 - 8 現場塗装工

( 1 ) 道路橋示方書・同解説 ( 共通編 **コンクリート橋編** ) ( 公社 ) 日本道路協会  
**[ 新設 ]**  
 ( 2 ) 道路橋示方書・同解説 ( 耐震設計編 ) ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 3 ) 道路橋支承便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 4 ) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 ( 公社 ) 土木学会  
 ( 5 ) コンクリート道路橋設計便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 6 ) コンクリート道路橋施工便覧 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 7 ) 道路照明施設設置基準・同解説 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 8 ) プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針 ( 公社 ) 日本道路協会  
 ( 9 ) 道路橋の塩害対策指針 ( 案 ) ・同解説 ( 公社 ) 日本道路協会

**第3節 コンクリート橋架設工 [ 略 ]**  
**第4節 橋梁付属物工**  
 12 - 4 - 1 伸縮装置工  
 12 - 4 - 5 橋梁用防護柵工

受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

12 - 4 - 7 銘板工 [ 略 ]  
 12 - 4 - 8 現場塗装工

<p>1 . ~ 15. [略]</p> <p>16 . 検査</p> <p>( 1 ) ~ ( 6 ) [略]</p> <p>( 7 ) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>塗装の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書<u>及び</u>塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）<u>を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>第5節 舗装工～第6節 舗装付帯工 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 適用～第8節 管理橋下部工 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14 - 9 - 1 [略]</p> <p>14 - 9 - 2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 . 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>産業標準化法</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I S マーク表示認証製品を3 . 標識工製造している工場）において製作したものを<u>用いなければならない。</u></p> <p>2 . 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>( 1 ) ~ ( 2 ) [略]</p> <p>( 3 ) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</p> <p>1 ) [略]</p> <p>2 ) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15 ° C以下とし、養生中の温度は65 ° C以下として製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p> <p>( 4 ) [略]</p>	<p>1 . ~ 15. [略]</p> <p>16 . 検査</p> <p>( 1 ) ~ ( 6 ) [略]</p> <p>( 7 ) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>使用</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、<u>塗料成績表</u>（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）<u>の確認を監督職員に得るものとする。</u></p> <p>第5節 舗装工～第6節 舗装付帯工 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 適用～第8節 管理橋下部工 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14 - 9 - 1</p> <p>14 - 9 - 2 プレテンション桁購入工</p> <p>1 . 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>工業標準化法</u>に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I S マーク表示認証製品を3 . 標識工製造している工場）において製作したものを<u>用いなければならない。</u></p> <p>2 . 3 . [略]</p> <p>2 . 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>( 1 ) ~ ( 2 ) [略]</p> <p>( 3 ) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。</p> <p>1 ) [略]</p> <p>2 ) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15 ° C以下とし、養生中の温度は65 ° C以下として製作されたもの。</p> <p>( 4 ) [略]</p>
--	--

<p>3 . [ 略 ]  14 - 9 - 3 ポストテンションT ( I ) 桁製作工  1 . 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。  ( 1 ) ~ ( 4 ) [ 略 ]  ( 5 ) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。  2 . ~ 6 . [ 略 ]  14 - 9 - 3 ・ 14 - 9 - 4 [ 略 ]  14 - 9 - 5 プレキャストブロック桁組立工  1 . [ 略 ]  2 . [ 略 ]  ( 1 ) [ 略 ]  2 . 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。  ( 1 ) ~ ( 2 ) [ 略 ]  ( 3 ) プレキャストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。  ( 4 ) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。  3 . ~ 4 . [ 略 ]  [ 中略 ]  3 . ~ 4 . [ 略 ]  14 - 9 - 6 PCホロースラブ製作工 ~ 14 - 9 - 12 支承工 [ 略 ]  第15章 機場下部工事 [ 略 ]  第16章 地すべり防止工事  第1節 [ 略 ]  第2節 一般事項</p>	<p>3 . [ 略 ]  14 - 9 - 3 ポストテンションT ( I ) 桁製作工  1 . 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。  ( 1 ) ~ ( 4 ) [ 略 ]  [ 新設 ]  2 . ~ 6 . [ 略 ]  14 - 9 - 3 ・ 14 - 9 - 4 [ 略 ]  14 - 9 - 5 プレキャストブロック桁組立工  1 . [ 略 ]  2 . [ 略 ]  ( 1 ) [ 略 ]  2 . 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。  ( 1 ) ~ ( 2 ) [ 略 ]  ( 3 ) プレキャストブロックの接合に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。  ( 4 ) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。  3 . ~ 4 . [ 略 ]  [ 中略 ]  3 . ~ 4 . [ 略 ]  14 - 9 - 6 PCホロースラブ製作工 ~ 14 - 9 - 12 支承工 [ 略 ]  第15章 機場下部工事 [ 略 ]  第16章 地すべり防止工事  第1節 [ 略 ]  第2節 一般事項</p>
--	--

<p>16 - 2 - 1 適用すべき諸基準  適用すべき諸基準については、第1編3 - 2 - 1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局  (2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会  (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>16 - 2 - 2 [略]  第3節 ~ 第15節 [略]  第17章 ~ 第20章 推進工事[略]  参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]  参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>16 - 2 - 1 適用すべき諸基準  適用すべき諸基準については、第1編3 - 2 - 1 適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局  (2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会  (3) 地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会  (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会</p> <p>16 - 2 - 2 [略]  第3節 ~ 第15節 [略]  第17章 ~ 第20章 推進工事[略]  参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]  参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>
--	--